

栃木県工事等成績評定結果通知公表実施要領

(目的)

第1条 この要領は、「栃木県工事成績評定要領（以下「工事評定要領」という。）」、「栃木県委託業務成績評定要領（以下「委託業務評定要領」という。）」、及び「栃木県県土整備部建築設計等委託業務成績評定要領（以下「建築委託業務評定要領」という。）」の規定に基づき、環境森林部、農政部及び県土整備部が所掌する工事及び委託業務（以下「工事等」という。）の成績評定通知及び公表に必要な事項を定めるものである。

(評定結果の通知)

第2条 知事が契約した工事等を所掌する部長（以下「部長」という。）又は工事等を所掌する出先機関の長（以下「出先機関の長」という。）は、検査員から工事等の成績評定表が提出された後、当該工事等の受注者に評定結果を別記様式第2により通知するものとする。

(説明の請求方法)

第3条 前条による通知を受けた受注者は、通知した日の翌日から起算して7日（栃木県の休日に関する条例（平成元年3月10日栃木県条例第2号）に定める県の休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に別記様式第3により、部長又は出先機関の長に評定の内容について説明を請求することができるものとする。

2 前項の提出先は、当該工事等の発注機関とする。

(説明の請求に対する回答)

第4条 部長又は出先機関の長は、前条による説明の請求を受けたときは、「栃木県工事等成績評定評価委員会運営要領」に定める委員会（以下「評定評価委員会」という。）に付託し、その審査結果を踏まえた上で、評定評価委員会から審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、その結果を別記様式第4により、回答するものとする。

(説明の請求の却下)

第5条 部長又は出先機関の長は、請求期間の徒過その他客観的かつ明白に請求の適格を欠くと認められるときは、その請求を却下することができるものとする。

2 説明の請求の却下は、請求者に対して別記様式第5により、通知するものとする。

(説明の請求についての教示)

第6条 部長又は出先機関の長は、第3条に基づき、説明の請求ができる旨を別記様式第

2の通知書中により教示するものとする。

(説明の請求処理結果の公表)

第7条 部長又は出先機関の長は、説明の請求者に回答を行なったときには、請求者の提出した説明の請求書及び説明の請求回答書を、閲覧による方法により速やかに公表するものとする。

(再説明の請求方法)

第8条 第4条による回答を受けた者で、その回答に不服がある者は、回答した日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に別記様式第6により、知事に再説明を請求することができるものとする。

2 前項の提出先は、当該工事等の発注機関とする。

(再説明の請求に対する回答)

第9条 知事は前条第1項による再説明の請求を受けたときは、「栃木県公共工事等成績評定審査委員会運営要領」に定める委員会(以下「評定審査委員会」という。)に付託し、その審査結果を踏まえた上で、評定審査委員会から審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に、その結果を別記様式第7により、回答するものとする。

(再説明の請求の却下)

第10条 知事は、次の各号に掲げる事由に該当したときは、再説明の請求書を受け取った日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に、その再請求を却下することができるものとする。

- (1) 説明の請求を却下された者から再説明の請求があったもの
- (2) 再説明期間を徒過したもの
- (3) 所定の事項の記載のある書面による請求が行われていないもの
- (4) その他客観的かつ明白に請求の適格を欠くと認められるもの

2 再説明の請求の却下は、再説明の請求者に対して別記様式第8により通知するものとする。

3 知事が、再説明の請求を却下したときは、評定審査委員会に報告するものとする。

(再説明の請求についての教示)

第11条 部長又は出先機関の長は、第4条の説明の請求に対する回答書中に、再説明の請求ができる旨を教示するものとする。

(再説明の請求処理結果の公表)

第 12 条 知事は、再説明の請求者に回答を行なったときには、再説明の請求書及び再説明の回答書を、閲覧の方法により速やかに公表するものとする。

(評定の修正)

第 13 条 部長又は出先機関の長は、第 4 条または第 9 条に基づく審査結果を踏まえ、工事等の成績評定通知書（別記様式第 2）を修正する必要があると認められる場合は、修正のうえ当該受注者に別記様式第 2 により通知するものとする。また、「工事評定要領」第 9 条及び「委託業務評定要領」、「建築委託業務評定要領」第 8 条の「評定の修正」を行った場合にも本条を適用するものとする。

(評定結果の公表)

第 14 条 評定が確定した時は、別記様式第 2 の写しを閲覧により公表するものとする。

2 公表は、当該工事等の発注機関で行ない、公表期間は、検査を行った日の属する年度及び翌年度とする。

附則（平成 30 年 2 月 1 日制定 森整第 917 号、農振第 777 号、技管第 296 号）

- 1 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 「栃木県環境森林部工事等成績評定結果通知公表実施要領」、「栃木県農政部工事等成績評定結果通知公表実施要領」、「栃木県県土整備部工事等成績評定結果通知公表実施要領」は廃止する。